

八神商事株式会社に対する支援決定について

平成 15 年 10 月 31 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

- 1．対象事業者の氏名又は名称
八神商事株式会社
- 2．対象事業者と連名で再生支援の申込をした金融機関等の名称
株式会社十六銀行
- 3．事業再生計画の概要： 別紙
- 4．主務大臣の意見
意見なし
- 5．事業所管大臣の意見
意見なし
- 6．買取申込み等期間： 平成 15 年 10 月 31 日から
平成 15 年 12 月 1 日まで（機構必着）
- 7．一時停止要請
法第 24 条第 1 項に基づき、関係金融機関等に対して、上記 6 に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
- 8．一般の債権の取扱
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9. 支援決定についての機構の考え方

対象事業者の窮境原因として、新興のドラッグストア等の顧客に対する有効な訴求力を見出せず、値下げ競争に巻き込まれてギリ貧に陥る中、経営建て直しの切り札として取り組んだ物流センター建設が失敗に終わったことが挙げられます。

しかしながら対象事業者の中京圏における物流網は、メーカーからの支援出資にみられるように、関係取引先からも強くその必要性が認識されております。さらに、非効率な物流センターをスポンサーのピックアップジモトと統合するなどして人件費・物件費の合理化を進める等により、自力での収益力回復も十分可能であると見込まれることから、経営再建の可能性は高いものと判断されます。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437